

令和6年度版 ライフプランマニュアルシート

【追 補】

雇用保険の基本手当日額等の上限額等が令和6年8月1日より次のとおり変更されました。

■雇用保険の基本手当日額および賃金日額の変更

②雇用保険から受けられる給付（7頁）

図表③、図表④の下線部が次のように変わりました。

図表③●賃金日額に応じた率（令和6年8月1日～）

賃金日額 年齢	2,869円以上	5,200円以上	11,490円超	12,790円超
	5,200円未満	11,490円以下	12,790円以下	
60歳未満	80%	80%～50%		50%
60～64歳	80%	80%～45%	45%	

*賃金日額の下限額は 2,869円。

図表④●賃金日額および基本手当日額の上限額（令和6年8月1日～）

年齢区分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
～29歳	<u>14,130円</u>	<u>7,065円</u>
30～44歳	<u>15,690円</u>	<u>7,845円</u>
45～59歳	<u>17,270円</u>	<u>8,635円</u>
60～64歳	<u>16,490円</u>	<u>7,420円</u>

*基本手当日額の下限額は 2,295円。

*年齢区分は離職の日における年齢。

■雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給限度額の変更

②雇用保険から受けられる給付（7頁）

高年齢雇用継続給付の記述の下線部が次のように変わりました。

その月の賃金が支給限度額（376,750円、令和6年8月1日～）未満であれば、賃金割合に応じて60歳以降の賃金の一定割合（最高15%）が高年齢雇用継続給付として受けられます。

（厚生労働省 令和6年7月30日発表資料より）